

「地区内残留地区」とは??

うちのマンションは、
地区内残留地区にあるので、**水害時でも安心だ。**

うちのマンションは、
地区内残留地区にあるので、**避難所に行けない。**

誤解です。



誤解です。

地区内残留地区とは、不燃化が進んでおり、震災時に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない地区で、東京都が指定しています。

水害時の避難を要しないということではなく、また、小・中規模の火災は発生する恐れがあり、地区内のオープンスペースへの退避が必要となる場合があります。



地区内残留地区であっても、

- ◆ 大地震発生後に自宅周辺で火災が発生した場合には、地区内のオープンスペース等への退避が必要です。
- ◆ 自宅での生活が難しい場合には、避難所（主に学校などの公共施設）に避難してください。
- ◆ 水害時については、事前にハザードマップで浸水の深さや浸水継続時間を確認のうえ、自宅での生活が危険もしくは難しい場合には、早期の避難をお願いします。

備考

地区内残留地区以外の地域では震災時に延焼火災の危険性があるため、火災から命を守るために一時的に待機する場所として、地域ごとに「避難場所（大きな公園や団地などのオープンスペース）」が指定されています。なお、避難場所に似た言葉に、自宅に被害があり生活できない場合の「避難所（主に学校などの公共施設）」があります。

誤解の原因として、地区内残留地区では、「避難場所」の指定がありませんが、「避難所」がないと混同し、「避難所に行けない」という誤解が生じているほか、比較的水害リスクの低い南部の地域が指定されているため、「水害時に避難しなくていい」という誤解も生まれていると考えられます。